平成25年第2回士別市議会臨時会会議録索引

5月10日(金曜日)

本日の会	議事	4件		1
出席議員				1
出席説明	員			2
事務局出	席者	<u> </u>		2
開会宣告				3
会議録署	名議	員の指名		3
諸般の報	告			3
日程第	1	会期の決定にて	ついて	6
日程第	2	報告第 4号	専決処分の報告について(平成24年度士別市一	
			般会計補正予算 第13号)	6
日程第	3	報告第 5号	専決処分の報告について(平成25年度士別市一	
			般会計補正予算 第2号)	1 0
日程第	4	議案第57号	士別市振興審議会条例の一部を改正する条例につ	
			いて	1 0
日程第	5	議案第58号	士別市税条例の一部を改正する条例について	1 1
日程第	6	議案第59号	士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
			について	1 3
		議案第67号	平成25年度士別市国民健康保険事業特別会計補	
			正予算(第1号)	1 3
日程第	7	議案第60号	士別市使用料等の督促等に関する条例の一部を改	
			正する条例について	1 4
		議案第61号	士別市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正	
			する条例について	1 4
		議案第62号	士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例に	
			ついて	1 4
		議案第63号	士別市開業医誘致条例の一部を改正する条例につ	
			いて	1 4
日程第	8	議案第64号	財産の取得について(仮称 環境センター用地)	1 5
日程第	9	議案第65号	財産の取得について(パッカー車)	1 8
日程第1	0	議案第66号	平成25年度士別市一般会計補正予算(第3号)	1 9
日程第1	1	議案第68号	固定資産評価員の選任について	2 0
閉会宣告				2 0
署名議員				2 1
議決結里	耒			2 2

平成25年第2回士別市議会臨時会会議録

平成25年5月10日(金曜日)

午前10時00分 開会

午前11時08分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第 4号 専決処分の報告について(平成24年度士別市一般会計補正予算

第13号)

日程第 3 報告第 5号 専決処分の報告について(平成25年度士別市一般会計補正予算

第2号)

日程第 4 議案第57号 士別市振興審議会条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第58号 士別市税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第59号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第67号 平成25年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 7 議案第60号 士別市使用料等の督促等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 士別市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第63号 士別市開業医誘致条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第64号 財産の取得について(仮称 環境センター用地)

日程第 9 議案第65号 財産の取得について(パッカー車)

日程第10 議案第66号 平成25年度士別市一般会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第68号 固定資産評価員の選任について

閉会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	岡崎	治	夫	君	2番	+	河	剛	志	君
	3番	松ヶ平	哲	幸	君	4番	渡	辺	英	次	君
	5番	丹	正	臣	君	6番	粥	Ш		章	君
	7番	出合	孝	司	君	8番	伊	藤	隆	雄	君
	9番	谷 口	隆	德	君	10番	国	忠	崇	史	君
	11番	小 池	浩	美	君	12番	菅	原	清-	一郎	君
	13番	井 上	久	嗣	君	14番	畄	田	久	俊	君
	15番	田宮	正	秋	君	16番	遠	Щ	昭	=	君
	17番	山居	忠	釗	君	18番	吝	藤		昇	君

議 長 19番 神田壽昭君

出席説明員

市 長 牧 野 勇 司 君 長 相山佳則君 副 市 総務部長(併) 選挙管理委員会 鈴木久典君 市民部長 良夫君 大 崎 事務局長 保健福祉部長 池田 文 紀 君 経 済 部 長 林 浩 二君 建設水道部長 小山内 弘司君 朝日総合支所長 佐々木 勲 君 三好信之君

教育委員会教育 長 尾崎 学 君 安 川 登志男 君 教育委員会生涯学習部長

農業委員会

古川靖弘君

松川英一君

農業委員会事務局長

秋 山 照 雄 君

査 委 務 局 監 査 委 員 三 原 紘 隆 君 石川 誠君

事務局出席者

議会事務局総務課長 議会事務局長 敏 君 浅 利 知 充 君 石 川 議 会 事 務 局総務課主任主事 議会事務局総務課主幹 畄 崎 忠 幸 君 御代田 知 香 君

議会事務局 樫木孝士君 総務課主任主事

(午前10時00分 開会)

議長(神田壽昭) 平成 25 年第 2 回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(神田壽昭君) 本臨時会の会議録署名議員には、4番 渡辺英次議員、5番 丹 正臣議員、 6番 粥川 章議員を指名いたします。

議長(神田壽昭君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、 朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第4号 専決処分の報告について(平成24年度士別市一般会計補正予算 第13号)

報告第5号 専決処分の報告について(平成25年度士別市一般会計補正予算 第2号)

議案第57号 士別市振興審議会条例の一部を改正する条例について

議案第58号 士別市税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第60号 士別市使用料等の督促等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 士別市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第63号 士別市開業医誘致条例の一部を改正する条例について

議案第64号 財産の取得について(仮称 環境センター用地)

議案第65号 財産の取得について(パッカー車)

議案第66号 平成25年度士別市一般会計補正予算(第3号)

議案第67号 平成 25 年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 固定資産評価員の選任について

2.意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提 出 先
25.3.22	TPP参加断固阻止に関する意見書について	25.3.22	内閣総理大臣財務大臣大定臣株水産業大臣経済産業大臣議院議長
"	自治体財政の確保と地方分権の確立を求める 意見書について	"	内総財務 房 房 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
"	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意 見書について	"	内閣総理大臣 また 英議院議長 参議院議長

- 3. 議長会等の関係については次のとおりである。
- (1)北海道市議会議長会道北支部議長会

イ.開催日 平成25年4月11日

口.開催地 旭川市

八.出席者 神田議長、岡崎副議長

二.会議概要 平成 25 年度全国市議会議長会及び北海道市議会議長会役員等について外 7 案件 を協議し、情報交換を行い終了した。

(2)北海道市議会議長会役員会

イ.開催日 平成25年4月16日

口.開催地 美唄市

八.出席者 神田議長

二.会議概要 事務報告の後、第 76 回北海道市議会議長会定期総会の運営について外 2 案件を 協議し、情報交換を行い終了した。

(3)北海道市議会議長会定期総会

イ.開催日 平成25年4月25日から26日

口.開催地 石狩市

八.出席者 神田議長、岡崎副議長

二.会議概要 事務報告の後、平成 24 年度北海道市議会議長会決算について外 9 件を審議、次 いで第 89 回全国市議会議長会定期総会に提出する議案について及び次期定期総 会の開催市について協議し、役員等の改選を行い終了した。

4. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧 野	勇	司	副市長	相	Щ	佳	則
総務部長(併) 選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴木	久	典	市民部長	大	崎	良	夫
保健福祉部長	池田	文	紀	経済 部長	林		浩	=
建設水道部長	小山内	弘	司	朝日総合支所長	佐ぐ	木		勲
市 立 病 院事 務 局 長	三 好	信	之	総務部次長兼 市史編さん室長 兼 総 務 課 長	沼	田	浩	光
市民部次長兼税務課長	法 邑	和	浩	保健福祉部次長 兼 福 祉 課 長	Ш	村	慶	輔
保 健 福 祉 部 こども・子育て 応 援 室 長	大 西	紀代	美	経済部次長兼 農業振興課長	金			章
経 済 部 国 営 農地再編推進 室 長 兼 参 事	紺野	宏	_	建 設 水 道 部次長兼技監兼上下水道課長	西	野	英	=
朝日総合支所次長兼地域住民課長(併)選挙管理委員会事務局次長	小ヶ島	清	_	会 計 室 長兼 会 計 課 長	渡	辺	敏	嗣
市立病院事務局 次長兼医事課長	村上	正	俊	企 画 課 長	中	峰	寿	彰
秘書広報課長	田中	寿	幸	財政課長	q	户舘	圭	司
市民課長	佐々木	幸	美	環境生活課長	千	葉	靖	紀
上士別出張所長 兼上士別構造改 善センター所長 (併)上士別公 民 館 副 館 長	平岡		均	介護保険課長	得	字	繁	美
畜産林務課長	高木	守	昭	商工労働 銀光課長	井	出	俊	博
建築課長	工藤	博	文	経済建設課長	深	Ш	雅	宏
介護保険課主幹	青木	秀	敏	教 育 委 員 会 委 員 長	尾	崎		学
教 育 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者	五十嵐	紀	子	教 育 委 員 会 教 育 長	安	Ш	登示	忠男
教 育 委 員 会 生涯学習部長	古 川	靖	弘	生涯学習部次長 兼学校教育課長	菅	井		勉
農業委員会会 長	松川	英	_	農 業 委 員 会 会長職務代理者	飛	世		薫

農業委員会 秋山照雄 農業委員会 大平 稔 事務局長

監 査 委 員 三 原 紘 隆 <u>監 査 委 員</u> 石 川 誠

監 査 委 員 清 水 修 事務局監査課長

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長 石川 敏 議会事務局 浅利知充総務課長 浅利知充

議会事務局 樫木孝士 総務課主任主事

以上報告する。

平成25年5月10日

士別市議会議長 神 田 壽 昭

議長(神田壽昭君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りと決することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第2、報告第4号 専決処分の報告についてを議題に供します。 提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) おはようございます。

ただいま議題となりました報告第4号 平成24年度士別市一般会計補正予算(第13号)の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

本補正は、国が公共工事の事業費の積算に用いる人件費の単価、いわゆる設計労務単価を3月29日に公表し、北海道地区の平均で、17.55%と大幅にアップし、4月から適用することとされたことに伴う事業費の増に対応するものであります。

今回の大幅改定は、東日本大震災の影響などで技術労働者が不足したことによる人件費の高騰や法定福利費の単価への反映などによるもので、被災地では20%を超えるアップ率となったものです。

新単価の対象となる事業のうち平成24年度予算で繰越明許により本年度に繰り越した事業について、新単価で再度算定をしたところ、公営住宅整備事業費において予算に不足を生じる見込みとなり、早急に対応する必要があるため、その所要額952万6,000円を追加計上し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次第であります。

なお、これに要する財源としては、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図ったところで

あります。また、繰越明許費の変更につきましては、事業費の追加計上に伴い所要の措置を講じる ものであります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。小池浩美議員。

11番(小池浩美君) 国が 25 年 4 月からの契約ということで、上乗せというか労務単価の値上げというか、そういう形をするようにということで、全ての建設会社や自治体に通達を出していると思うのですけれども、士別市の場合 4 月 1 日からの新たな契約、そういったものはあるのかどうか。そして、それらは再度新しい労務単価でやり直すのかどうか、そこら辺のところを確認したいと思います。

議長(神田壽昭君) 西野建設水道部次長。

建設水道部次長(西野英二君) お答えをします。

この平成 25 年度の公共工事労務単価については、3月 29 日に国交省のほうから公表をされました。これを受け、上川総合振興局長から、4月 15 日以降の入札から適用する旨の通知があり、本市も同様の適用日としたところであります。

本市で、今、小池議員からお話がありましたように、最初の入札が4月 16 日ということで、これについては新単価を適用して入札をしたところでございます。

以上であります。

議長(神田壽昭君) 小池議員。

1 1番(小池浩美君) これの対象は何でもかんでもということではなくて、国庫補助というか、そういうものしか対象にはならないのですか。そこら辺確認したいと思います。

議長(神田壽昭君) 西野次長。

建設水道部次長(西野英二君) この公共工事労務単価につきましては、基本的には建設工事と、そのほか委託工事等でもこの単価を使っている場合については、当然ながら反映をされて積算されるような状況になっております。

それと、補助事業と単独事業の区別はございませんので、建設工事全てに対してこの単価を使ってございます。

議長(神田壽昭君) 他に御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

18番(斉藤 昇君) 今の答弁を聞いていると、これから全てのいわば上乗せをしていく労務単価 の引き上げがなされていくというのだけれども、これは市が新年度の予算を決定されているのだけ れども、それらについてそうすると、補正予算か何かをいつの時点で出してくるのか、この点はい かがなんでしょう。

議長(神田壽昭君) 中舘財政課長。

財政課長(中舘圭司君) 4月以降契約の工事については全て適用されるということになりますので、 6月定例会の補正については、その影響する工事等について精査の上、御提案をする予定でござい ます。

議長(神田壽昭君) 斉藤 昇議員。

18番(斉藤 昇君) そうすると、6月定例会にいわば補正を出すというのだけれども、その前に 工事の発注がされる場合のやつは、どういうふうに取り扱うのですか。この引き上げになった単価 を積算して契約を結ぶのではないのですか。それは6月まで待っていて、6月に改めて補正を組ん で上乗せをさせるという運びになっていくのでしょうか。

議長(神田壽昭君) 中舘課長。

財政課長(中舘圭司君) 申し遅れて申しわけありませんが、早期発注の部分につきましては6月を 待てないという工事もございますので、その部分については、今回この後に御提案をする予定です が、あけぼの子どもセンターに係る外構ですとか解体、この部分については、その部分だけ今回御 提案をさせていただいております。

そのほかで、改修工事等についても一部、6月までに発注する部分がございますが、その影響については現行予算の中で対応ができるという判断でおります。 以上です。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 現行予算で対応できるということは、現行予算はそれを見越して上積みされた予算になっているというふうに判断していいということですか。

議長(神田壽昭君) 中舘課長。

財政課長(中舘圭司君) 現行予算については旧単価のままの予算積算になっております。ただ、先 ほど申し上げましたような改修工事等につきましては、その人件費の単価アップに係る影響がそれ ほど多くないということで、現行予算、もしかすると一部流用ということがあるかもしれませんが、 対応できるという判断でございます。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 公営住宅の関係でこれだけの部分が出ているのだけれども、全体的に労務単価の引き上げがなされるというのであれば、総額では工事に対するいわば単価の引き上げ、市の今年度の工事の積算からいって、全体的でどれぐらいの総額になるのでしょう。

議長(神田壽昭君) 西野次長。

建設水道部次長(西野英二君) 今回の労務単価高騰による工事費等の影響額ですけれども、全体で土木、建築、下水道、水道、あと除雪等もございますので、この辺の影響額を含めますと、約9,000 万円ほどの高騰になる見込みでございます。

以上であります。

議長(神田壽昭君) 中舘課長。

財政課長(中舘圭司君) 現在、新単価の影響額については精査をしている途中でございまして、基本的には6月で必要なものは措置するという考えでございますが、今後、もしかすると資材等のアップ等も見込まれるということで、発注が相当遅くなるような工事については、もしかするとそれ以降に措置するという可能性もありますので、その部分については現在精査をしているところであります。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 全体で9,000万円に及ぶということなんだけれども、これは全部一般財源で 措置をしなければならないということになってくるのでしょうか。国あるいは道のそういう財政措 置はなされるものなのかどうか、この点はいかがなんでしょう。

議長(神田壽昭君) 中舘課長。

財政課長(中舘圭司君) 財源につきましては、補助事業等に係るものについては、当初の協議はも う済んでおりますが、単価アップに伴って事業費が上がるということが想定されますので、その部

分については再協議ということで、交付金・補助金等については再度協議をするという流れになる ことになります。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 国・道の関係の事業費についてはわかりますけれども、市のやつは全部この 単価で積算させて入札に付していくということになるのでしょうか。

議長(神田壽昭君) 中舘課長。

財政課長(中舘圭司君) 今現在、作業を進めようとしておりますのは、新単価での影響額を精査の上、その影響分を補正予算で見るということになりまして、財源につきましては補助事業の場合、新しい事業費で再度協議をして、補助金のヒアリング等もございますので、その手続きを進めるということもありますし、その部分については財源も事業費にあわせて措置される見込みということでございます。

ほかの財源につきましては、例えば起債等についてはこれから起債申請、ヒアリング等がございますので、新しい事業費で協議を進めるということになりますし、それ以外の部分については一般財源で措置するということも当然出てくることになります。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) そうすると、市の一般財源でやる事業については、これは6月に補正をするというのは、それが9,000万円くらいの高騰につながってそれが出てくるということ、全部が全部9,000万円ではないと思うのだけれども、市の一般財源の高騰部分というのはどのくらいになるのでしょう、新たに持ち出す分。

議長(神田壽昭君) 中舘課長。

財政課長(中舘圭司君) ただいま事業費について精査中ですので確たる数字は申し上げられませんが、例えば水道・下水道工事等につきましては、延長を調整して現行予算の中でおさめるというようなこともあり得ますし、そうしますと、その部分の事業費がもしかすると変わらないということも出てまいりますので、その部分、現在精査中でまだ申し上げられませんが、その点が確定した上で補正予算のほうで提出させていただきたいというふうに考えております。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) それから、以前にも申し上げましたけれども、いわば働く人たちの社会保障の問題で、単価の積算の中には社会保険料だとかそういうものも入っているけれども、しかし、実際にそれが末端の労働者までいっているかというとそうはなっていなくて、社会保険料なんかは積算されているけれども、結局は国保に入っていなさいと、そしてその国保税は自分で払いなさいというふうになっていて、社会保険料のように会社と労働者と折半するというふうにはなっていないわけですね。これらについては、よく調査もするというふうにしているのだけれども、改めてこういう工事の発注、これから始まる段階になって、改めてこの線はきちんと精査もして報告もしていただきたい、こう思うのだけれどもどうでしょう。

議長(神田壽昭君) 中舘課長。

財政課長(中舘圭司君) 議員御指摘の法定福利費等につきましては、実態として必ずしもきちんと 支払われていないということは承知をしているところであります。今回の国の労務単価のアップの 考え方の一つにも、本来個人負担分も当然賃金の中から支払われることになるわけですが、こうい った実態も踏まえて、きちんとそれを見える形で上乗せするということで、労務単価のほうにもい わゆる個人負担分もきちんと見ましたよと。ですから、事業所もその分を賃金として支払ってくださいという通知は当然来ております。私どもも3月29日付で通知がまいりましたので、それはすぐ登録事業者全てに、新単価を含めてこういった単価を適切に使っていただくよう、当然社会保険料、法定福利費についても適切な反映をしていただくような要請はいたしているところでございます。ただ、今後、実際その賃金がどのように支払われているかという部分につきましては、今現在、私どもつかんでおらない部分もございますので、そういった点については、また今後検討させていただきたいというふうに考えております。

議長(神田壽昭君) 他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第4号は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第3、報告第5号 専決処分の報告についてを議題に供します。 提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました報告第5号 平成25年度士別市一般会計 補正予算(第2号)の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

本補正は、羊と雲の丘観光施設の給水設備の故障により緊急に補修を行うもので、去る5月4日に羊飼いの家の給水施設のポンプが作動しなくなり、羊と雲の丘観光施設と近隣の住宅2戸に対する給水が停止したため調査をしたところ、羊飼いの家の地下に設置している給水施設の配管内の圧力変化に反応するセンサーが故障したことが判明したため、応急措置として強制的にポンプを作動させる対応をとり、給水は再開しました。

しかし、センサーの故障により配管の圧力変化には対応できないため、継続的に水を出し続けなければ給水できない状況にあり、早急に補修する必要があるため、その所要額 202 万 5,000 円を計上し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した次第であります。

なお、これに要する財源としては、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図ったところであります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第4、議案第 57 号士別市振興審議会条例の一部を改正する条例に

ついてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第 57 号 士別市振興審議会条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本条例改正は、本年4月1日の本市組織機構の再編により、総務部の企画振興室を廃止したこと に伴い、所要の改正をするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第57号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第5、議案第58号 士別市税条例の一部を改正する条例について を議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第 58 号 士別市税条例の一部を改正 する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成 25 年 3 月 30 日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正であります。

まず、個人市民税に関する主な改正についてであります。

1点目は、住宅借入金等特別税額控除の延長拡充についてでありますが、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を市民税から控除する制度について、その適用となる居住年を平成 29 年まで延長するとともに、市民税からの控除限度額を拡充するよう改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

2点目は、寄附金税額控除における特例控除額の見直しについてであります。現行制度では、地方公共団体に寄附を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち一定限度まで控除できる仕組となっていますが、本年から 2.1%の復興特別所得税が課税されることに伴い、寄附により所得税において軽減される復興特別所得税額相当分を個人住民税の寄附金税額控除の額から減額するよう改められたことから、所要の改正を行うものであります。

3点目は、東日本大震災に係る特例措置の拡充についてでありますが、東日本大震災により、それまで居住していた家屋に住むことができなくなった被災者の相続人についても、居住用財産の譲渡に係る各種特例措置を受けることができるよう改められたことに伴う改正であります。

次に、延滞金の割合に係る特例措置の見直しについてであります。市税における延滞金の割合については、納期限後1カ月以内は年7.3%、それ以降は年14.6%とされており、このうち納期限後1カ月以内の割合については、当分の間、公定歩合に4%を加えた割合とする特例措置が講じられているところであります。

そこで、このたびの地方税法改正により納期限後1カ月以内の割合である年7.3%の部分の特例措置については、前々年10月から前年9月における国内銀行の貸出約定平均金利に1%を加えた特例基準割合に更に1%を加えた率とし、また、14.6%の部分については、この特例基準割合に7.3%を加えた割合とするよう見直されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

また、地方税法の改正により市税条例の条項又は文言が異動あるいは変更となったものの整理など、所要の関連規定等の整備をあわせて行うものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

18番(斉藤 昇君) この後の国民健康保険条例の一部を改正する条例とも関連するのだけれども、今、市税条例の改正が提案されたのだけれども、本市において市民に与える影響、これはだいたいどのくらいの市民の皆さんに影響を与えるものなのか、この点はどうお考えでしょう。

議長(神田壽昭君) 沼田総務部次長。

総務部次長(沼田浩光君) お答えをいたします。

この延滞金の関係でございますが、このたびの条例改正は、市場金利と延滞金の率の幅が余りに もありすぎることを緩和するといった趣旨でございます。

それで、本市の場合につきましては、この緩和措置が、例えば現行まで延滞金が1カ月を超えたものについては14.6%、そして1カ月未満の場合については7.3%、それが現行の緩和措置では4.3%、それがただ今大きく変わったのが前々年の公定歩合を参考として、参酌をして定めてきたものでありますが、これが国内銀行の貸出約定比率ということで、ここは変わりました。そこで、納期がすぎて30日未満の方については7.3%であったものが、現行以前の特例の中では4.3%、それが3.0%と更に下がるというようなことでございます。そして、1カ月を超えたものについては14.6%でございました。これについては、現行は特例がなかったところでありますが、これが9.3%というところまで下がるといったものであります。

それで、本市、使用料等々含めましての全体的な影響額ということでございますが、本市の収納体制としましては、訪問徴収等々により、ほとんど延滞金にかかわってくるところがない。延滞というのが、1,000 円を超えたところから始まるものでありますから、例えばたまたま納期を過ぎて忘れていらっしゃる方等々についても、少額な金額についてはこの延滞金の対象になってこないということがほとんどであります。このため、全体的に税、使用料等々含めての本市に対する影響はほとんどないものと考えております。

議長(神田壽昭君) 法邑市民部次長。

市民部次長(法邑和浩君) 寄附金控除あるいは住宅ローン控除の関係の市民への影響についても御説明させていただきたいと思います。

まず、住宅ローン控除であります。現行におきましては住宅を取得した際のローンを組んで、借入をして建てたといった場合におきましては、所得税からまずは一定の額を控除するような制度になっております。ただ、平成 19 年に税源移譲がございまして、前までは所得税のほうでほぼ引ききれた部分があったのですけれども、それ以降は所得税の税率が下がったものですから、所得税のほうで引ききれない部分が出てまいります。その部分については住民税のほうから引かさるような制度になっているところでありまして、今は平成 25 年までの居住者につきましては、そうしたローン控除の減税制度があるということでありますが、このたび 29 年まで延長されたということで

あります。その背景には、国のほうで来年から消費税を8%に引き上げると。更に再来年は10%に引き上げるというような考えもしておりまして、そうしますと当然住宅の取得額にも跳ね返ってまいりますので、そこら辺の軽減を図るといった考えとあわせまして、そうした消費税引き上げ前に、恐らく今年度中に住宅取得の駆け込み需要なども見込まれるのではないかといったようなことになりますと、今のまま制度を25年で切ってしまいますと、それ以降の住宅の景気落ち込みといったものが考えられてしまうといったようなことで、29年までの入居者についても延長しようというような考えであります。

そこで、市民への影響ということになりますけれども、平成 24 年度の課税状況におきましては、 既に 203 名の方が住宅の借入金の特別税額控除を受けている状況にあります。それで今回の制度が 延長されたことによりまして、新たに今後建てられる方、恐らく年間ですと 20 件前後になろうか と思いますけれども、その方については引き続きローン控除が受けられるというようなことになっ てまいります。

それともう一つ、寄附金控除のほうでありますけれども、今の制度でいきますと原則的には 2,000 円を超えた額につきましては所得税と住民税のほうとあわせまして税額控除が受けられるような制度になっております。したがいまして、今回の復興特別所得税が課せられることによって、条例改正もされるわけですけれども、今回の改正によりまして、所得税側で控除される額が若干増える分、住民税のほうから減らすような改正になっているのですけれども、トータルしますと変わらないというような中身になっていますので、そこの部分は影響がないというふうに考えています。以上です。

議長(神田壽昭君) 他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第6、議案第59号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について及び議案第67号 平成25年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第 59 号 士別市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例について及び議案第 67 号 平成 25 年度士別市国民健康保険事業特別会計補 正予算(第1号)について、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

まず、士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い国民健康保険制度の見直しを行うものであります。

改正内容の1点目は、国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移行する場合、 国保税の軽減判定所得の算定の特例について、現行の5年間から期限を区切らない恒久措置とする ものであります。

2点目は、特定世帯に係る世帯別平等割について、最初の5年間を2分の1に減額する現行措置に加え、更に3年間軽減割合を4分の1とする特例措置を新たに設け、最大8年間の軽減措置を図るうとするもので、それぞれ対象となる世帯の国保税の負担を軽減しようとするものであります。

次に、平成 25 年度国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてでありますが、今回の補正は、ただいま申し上げました国保税条例の改正に伴うもので、歳入予算について、国保税の軽減相当分 52 万 4,000 円を減額し、一般会計繰入金との財源調整を行うことにより、予算上の収支均衡を図った次第であります。

以上2案件、一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号及び議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第7、議案第60号 士別市使用料等の督促等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 士別市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について及び議案第63号 士別市開業医誘致条例の一部を改正する条例について、以上4案件を一括議題に供します。 提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第 60 号 士別市使用料等の督促等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第 63 号 士別市開業医誘致条例の一部を改正する条例についてまで、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

これら条例においては、それぞれ、使用料や後期高齢者医療保険料に係る延滞金の率、介護保険料に係る延滞金及び還付加算金の率、開業医誘致補助金の返還命令に係る延滞金の率を定めており、この率については、いずれも地方税における延滞金及び還付加算金の率を根拠としています。

地方税における延滞金及び還付加算金の率について、本年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律によりその特例措置が改正され、延滞金に係る年7.3%の率については、前々年10月から前年9月における国内銀行の貸出約定平均金利に1%を加えた特例基準割合に1%を加えた率となり、年14.6%の率についてはこの特例基準割合に7.3%を加えた率が、更に、還付加算金に係る年7.3%の率については特例基準割合が、それぞれ新たな特例措置とされたところであります。

この改正に伴い、地方税における延滞金及び還付加算金の率を根拠としている本市の延滞金及び 還付加算金の率について、同様の特例措置となるよう所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第63号までの4案件は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第8、議案第64号 財産の取得についてを議題に供します。 提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第 64 号 財産の取得について、その 概要を御説明申し上げます。

このたび取得しようとする土地は、(仮称)環境センター建設用地として、新たな最終処分場と リサイクルセンターの建設のため取得するもので、しずお建設運輸株式会社が西土別に所有する 10 筆 18 万 1,021 平方メートルであります。

取得に当たり、昨年から継続している環境影響調査の速報で結果値に問題のないこと、また、地権者との協議が整ったこと及び土地収用法の適用に関する課税の特例の適用ついて名寄税務署の確認を得たことから、4月26日付でしずお建設運輸株式会社と土地売買価格3,276万4,801円で仮契約を締結したところであり、士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。

なお、同日付で用地取得に付随する補償費 2,723 万 5,199 円についての仮契約締結をあわせて行ったところであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。遠山昭二議員。

16番(遠山昭二君) ちょっとお聞きします。

この単価決まったのは何か参考になって 3,200 万円決めたか、どこを参考にしてこの金額を決めたかお知らせ願いたいと思います。

議長(神田壽昭君) 千葉環境生活課長。

環境生活課長(千葉靖紀君) 買収価格の根拠につきましては、市のほうにおきまして、旭川の不動産鑑定士のほうに鑑定を依頼した経過がございます。その中で、現状、買収予定地を準工業地帯として、標準値、取引事例 870 円を適用いたしまして、そこを基本に面積、それから場所、道路関係、これらの個別要因を減額補正を行いまして、平米単価 181 円を鑑定結果としていただきまして、それをベースに用地交渉等を行ったところでございます。

以上であります。

議長(神田壽昭君) 他に御発言ございませんか。斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) これは、筆数がこれだけあるのだけれども、これはどういう形で、一筆一筆 についてそれぞれ評価をされたのか。結局その用地というのは平地もあるだろうし、あるいは山も あったり立木もあったりすると思うのだけれども、買った土地の形状、それから一筆一筆について どんな判断をなされたのか、この点お聞きしたいと思います。

議長(神田壽昭君) 千葉課長。

環境生活課長(千葉靖紀君) まず、買収予定地の範囲の現状、現況でございます。これにつきましては全体が約 18 万 1,000 平方メートル、このうち造成された平場につきましては、 1 万 8,000 平方メートル。それから、道路関係、道路のり面、これらが約 1 万平方メートル。それから、のり面、沈砂地、これらが 1 万 2,600 平方メートル。残る山林が 14 万 421 平方メートルというような現況となってございます。

それで、不動産鑑定の方法でございますけれども、一筆一筆を一つ一つ評価するという形の鑑定にはなっておらず、全体の面積の中での状況、それから今回の用地取得の目的、それら全体を勘案したものになっておりますので、一つ一つの一筆に対するのがいくらというような鑑定にはなっていないところでございます。

以上であります。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 不動産鑑定士が鑑定をするわけですよね。それを参考にして契約を結ぶのだけれども、お話し合いの中では鑑定士の鑑定料よりも安く買ったような感じを受けるのだけれども、 そういうことなのでしょうか。

議長(神田壽昭君) 千葉課長。

環境生活課長(千葉靖紀君) 用地の全体の買収面積、それから価格につきましては、面積掛ける平 米単価ということで算出でございますので、181 円の単価ということを適用させまして全体金額と なってございます。

以上です。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) これは、土地を買う場合、いわば鑑定士で出る価格がございますよね。だけ どそれが出たからそれで全部買うのだと、それに基づいて契約をするときには、土地の所有者とお 話し合いをして買うというふうにならないのか、鑑定士の結果が出たからそれをうのみといいます か、全部そのとおり買収していくというふうになっているものなんでしょうか。これも含めて、ほ かの土地も含めてどうなっているものなんでしょう。

議長(神田壽昭君) 千葉課長。

環境生活課長(千葉靖紀君) 今回の用地買収の中で地権者の方とお話し合いを進めたときに、根拠となる不動産鑑定をまず算出いたしまして、その結果をもとに協議を行うということで、当初から地権者とお話し合いを進めたところでございます。たまたまその結果に対して、地権者の方についても納得をいただいたと。市の考え方としても、この金額が適正であろうということでの交渉を進めたことでございます。ですから、売る方と買う方それぞれの考え方がございますので、鑑定結果が即買収価格になるとは限りませんけれども、今回のケースにつきましては不動産鑑定結果で折り合ったというような形でございます。

以上です。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 原野は少しあるけれどもほとんど山林なんだけど、この山林には立木というのは相当あるものなのでしょうか。立木の現況、それらはどういう状況で植生されているものなんでしょう。

議長(神田壽昭君) 千葉課長。

環境生活課長(千葉靖紀君) お答えいたします。

今回の買収につきましては、立木を含む価格という形でまずお話しを進めた経緯がございます。 それで、ここにつきましては林班が整備されておりまして、植林を行った経緯がございます。その 成長過程につきましては、雑木も多いものですから、一概に何年ものという形については現在把握 していないところでございます。

以上であります。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 相当な広さなものですから、これだけの土地を買って、いわゆる立木もなっているというふうになりますと、それはずっとこのままほったらかしではなくて、そういう山林として買ったのだから、全部をいわばゴミ捨て場に使うわけではないと思うのだけれども、そういう利用計画も含めて、立木なんかも活用を図れるような、そういうことを考えていくべきではないかと思うのだけれども、その点はいかがお考えでしょう。

議長(神田壽昭君) 千葉課長。

環境生活課長(千葉靖紀君) 立木の利用につきましては、この場所の部分での地元の協議の中で、現況の植林、それから現有の立木、これらを十分に残すような形でという要望がございましたので、今後につきましても間伐等を行いながら、立木をきちっと管理しまして、環境にやさしい施設、これらを目指していきたいと考えております。

以上です。

議長(神田壽昭君) 他に御発言ございませんか。菅原清一郎議員。

12番(菅原清一郎君) このセンターのことについては特別委員会があって、その中で提案もされている事案なんでしょうが、この機会にお聞かせいただきたいのが、先ほども千葉課長のほうから立木の資産価値が云々ということが評価されていないんですが、今後あの地域をやはり環境センターとして運営されていくときに、やっぱり周りの景観とかそういうものを十分に維持していかなければいけないと思うんです。また、それがその地域からの要望もそんなことがあったかと思うんですが、その辺の考え方をぜひこれからの委員会等々にも通じながら詳しくお話ししていただきたいのと、やはりあれだけの立木、成長過程は別として面積はあるのですから、山林として維持していくことも必要ではないのかなと私自身は思ってございます。この土地の問題のほうについて、ちなみに参考までに、この地域の固定資産の評価額はこの面積でしたらどれくらいになっていらっしゃるかお聞かせいただけませんか。

議長(神田壽昭君) 大崎市民部長。

市民部長(大崎良夫君) ただいま景観含めて今後の周辺の環境整備含めての御質問がございました。 環境センターということで、廃棄物処理施設という用途の意味からしまして、今議員のお話しの とおり、周りに影響を与えないような環境保全にも努めてまいりたいというふうにも考えておりま す。

それと、今御質問ありました周辺の固定資産の関係でありますけれども、農村地域ということで平米当たりは数百円の固定資産評価額かというふうに理解をしておりますし、特に固定資産的には路線価方式をとっていない地域でありますので、状況類似的な要素からいきますと、先ほど私のほうから申し上げました、平米当たり 200 円から 300 円の、これは宅地でありますけれども、評価額というふうに思われます。

議長(神田壽昭君) 菅原議員。

12番(菅原清一郎君) 200円から300円ではちょっと漠然としているわけでありまして、今売買価格が181円でやっているわけでありますから、やはりその固定資産の評価額、それ自体も鑑定員の出した金額とも合わせていって、皆さんで売主との交渉があったと思うんですよね。ですからそれを全然固定資産の評価額をつかまないで自分たちのほうからこの土地の所有者に対する課税をしていますよね、当然山林であったって何だって、ですからそれの評価額は漠然として200円から300円という言い方はおかしいと思うのですけどいかがでしょうか。だいたいいくらでなっているのか出るのではないですか。

議長(神田壽昭君) 千葉課長。

環境生活課長(千葉靖紀君) 山林として見て評価した場合につきましては、100 円までいかないような、そういう状況で課税されているのが現状かと私は判断しておりますし、同じ山林でも道路が入れるところ、それからいわゆる林道取りつけがないところによってはまだ低いような、そういう現状を一度調べたことがございますので、ちょっと金額的には今資料がございませんのでお答えしかねる部分があるのですけれども、山林については評価額が低いということで、御説明をさせていただきたいと思います。

議長(神田壽昭君) 菅原議員。

12番(菅原清一郎君) 自分も山林を所有しているものですから、そうすると 10 円にも満たない くらいの土地の評価額なんですけども、課税しているのだから資料を見たらわかると思うんですよ。 後ほどでもいいですからその数字をきちっと出していただきたい、要望しておきたいのですがいか がでしょうか。

議長(神田壽昭君) 千葉課長。

環境生活課長(千葉靖紀君) 今回、まだ一般企業が持ち主という形でございますので、評価額、この時点での明細を出すことが難しい部分がありますので、今回議決をいただきまして、市の部分になった際につきましては詳しいものを提示させていただきたいと思います。

議長(神田壽昭君) よろしいですか。

他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第9、議案第65号 財産の取得についてを議題に供します。 提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第 65 号 財産の取得について、その 概要を御説明申し上げます。

取得します財産は、士別地区において生ごみの分別収集を、本年 10 月から開始することに伴い 導入する 2 分別のごみ収集が可能なじんかい収集車 2 台であります。 導入に当たっては、北海道市町村備荒資金組合から譲渡を受けるために、事務手続きの委任を受け見積もり合わせに付した結果、予定価格 3,777 万円に対し新車購入価格 3,604 万 820 円をもって J A 北ひびきメカニックセンターに決定し、4月 19 日付で同組合との車両売買契約の締結に関する仮契約を締結したところであります。

この財産を、備荒資金組合から本市に譲渡するに当たり、士別市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に年 0.1%の利子を付して、平成 25 年度から 平成 29 年度までの 5 年間で支払い、今年度については利息のみの支払いとなっているところであ ります。

よろしく、御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第10、議案第66号 平成25年度士別市一般会計補正予算(第3号) を議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第66号 平成25年度士別市一般会計 補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

まず総務費につきましては、本庁舎の5階以上に相当する塔屋の窓枠サッシが経年劣化により腐食し、ガラスの一部が落下していることが確認されたため、安全を確保するための窓枠更新等に係る補修工事費238万4,000円を計上し、民生費では、株式会社北秋が事業主体となり整備する認知症高齢者グループホームについて、このほど道補助の内示を受けたことから、同社に対する補助金3,780万円を計上するとともに、国保税の負担軽減に係る国民健康保険事業会計への繰出金52万4,000円を計上したほか、公共工事設計労務単価の変更に伴い事業費の増額が見込まれる公共工事等のうち早期発注が必要となるあけぼの子どもセンター外構工事費等に係る整備事業費130万円を追加計上しました。

なお、労務単価改定に伴うその他の事業の補正予算計上については、第2回定例会以降に予定しているところであります。

次に、農林水産業費では、今年の大雪の影響により4月6日に大和牧場看視舎の屋根が破損したことから、この修理費用113万4,000円を計上し、商工費では、岩尾内湖白樺キャンプ場バンガローの屋根ひさし部分が雪の重みにより破損しているのを冬季閉鎖解除作業の際、4月25日に確認したことから、この修理費用42万円を計上したほか、教育費では、同じく雪害により上士別公民館兼内分館の屋根が破損しているとの連絡を4月8日分館長から受け、現地の確認を行ったことから、この修理費用147万円を計上しました。

なお、これら雪害による3件に要する財源は、その全額を全国市有物件災害共済会からの保険金で充当しようとするもので、その他の財源としましては、道支出金及び地方債の特定財源のほか、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

また、地方債の補正につきましては、歳出予算との関連から借入限度額の変更について所要の措置を講ずるものであります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げま す。(降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第 11、議案第 68 号 固定資産評価員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第 68 号 固定資産評価員の選任について、御説明申し上げます。

固定資産評価員でありました三好信之前市民部長の後任に大崎良夫市民部長を選任したく、地方 税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、お諮りいたします。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案同意と決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。 平成25年第2回臨時会は、これをもって閉会いたします。 御苦労さまでした。

(午前11時08分 閉会)

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 5 月 10 日

士別市議会議長 神田壽昭

署 名 議 員 渡 辺 英 次

" 粥 川 章

平成25年第2回臨時会議決結果表

平成 2 5 年 5 月 1 0 日 開会 平成 2 5 年 5 月 1 0 日 閉会

		TM Z J + J	
議案番号	件名	議決月日	結 果
	会期の決定について	5.10	決 定
報 告 4	専決処分の報告について (平成 24 年度士別市一般会計補正予算 第 13 号)	"	原案承認
報 告	専決処分の報告について (平成 25 年度士別市一般会計補正予算 第 2 号)	"	"
議	士別市振興審議会条例の一部を改正する条例について	"	原案可決
議	士別市税条例の一部を改正する条例について	"	"
議	士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	"	"
議 案 67	平成 25 年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	"	"
議 案 6 0	士別市使用料等の督促等に関する条例の一部を改正する条例について	"	"
議	士別市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 について	"	"
議 案 6 2	士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について	"	"
議 案 63	士別市開業医誘致条例の一部を改正する条例について	"	"
議 案 6 4	財産の取得について(仮称 環境センター用地)	"	"
議案 65	財産の取得について(パッカー車)	"	"
議 案 6 6	平成 25 年度士別市一般会計補正予算(第3号)	"	"
議	固定資産評価員の選任について	"	原案同意